

公立大学法人広島市立大学理事長候補者の選考 に関する細則

平成24年3月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人広島市立大学理事長候補者の選考等に関する規程（平成24年公立大学法人広島市立大学規程第33号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の理事長候補者の選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考日程等の公示)

第2条 規程第2条第3項に規定する公示は、掲示板への掲示及び本学ウェブサイトへの掲載により行う。

2 前項の各掲示板への掲示及び本学ウェブサイトへの掲載は、公示様式により行う。

(選考対象者の推薦)

第3条 経営協議会及び教育研究評議会は、選考会議に対し、規程第5条の規定に基づき選考対象者を推薦するときは、別紙様式1により行う。

2 教職員は、教育研究評議会議に対し、規程第7条第3項の規定に基づき選考対象者を推薦するときは、別紙様式2により行う。

(所信の提出及び公表)

第4条 規程第8条第2項に規定する所信の提出は、別紙様式3により行う。

(選考対象者の辞退)

第5条 選考対象者は、所信を提出した後に選考対象者を辞退するときは、別紙様式4により行う。この場合において、選考会議は、直ちにこれを公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事長候補者の選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

公立大学法人広島市立大学理事長候補者の選考に関する細則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年5月17日から施行する。